

豊浦町総合戦略推進会議運営要綱をここに公布する。

平成28年 7 月 1 日

豊浦町長 村井 洋一

豊浦町訓令第 34 号

豊浦町総合戦略推進会議運営要綱

(設置)

第 1 条 人口減少、少子高齢化が進む中、豊浦町のまち・ひと・しごと創生に向け、将来にわたり活力ある地域社会を維持、発展させるために策定した「豊浦町総合戦略」の推進・検証に当たり、幅広い分野の関係団体等と意見交換を行うため、豊浦町総合戦略推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 「豊浦町総合戦略」の推進及び進捗状況の検証に関すること。
- (2) その他豊浦町のまち・ひと・しごと創生に必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 条 推進会議の委員は産官学金労言等で構成する。

- 2 委員の任期は、2 年以内とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(座長)

第 4 条 推進会議には、座長を置く。

- 2 座長は学識経験者がその任を行う。
- 3 座長は、推進会議を統括し、進行を司る。

(事務局)

第 5 条 策定会議の庶務は、地方創生推進室において処理する。

(推進会議)

第 6 条 推進会議は、事務局が招集する。

- 2 推進会議は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。
- 3 推進会議には、オブザーバーを置くことができる。
- 4 推進会議には、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、事務局が推進会議で諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。